

# 1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理について

【外務省、文部科学省、内閣官房】

## 【提案・要望】

- 1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の平成30年の登録が実現するよう国としてご尽力いただきたいこと
- 2 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援及び財政的支援を行うこと

## 【本県の展望（実現の効果）】

平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」及び世界遺産登録を目指す「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の多くが、人口流出や高齢化が進む離島・半島地域に点在しているため、本県における登録実現の効果は、まさに離島・半島振興の切り札となるものであり、構成資産の保全をしっかりと図りながらその効果を地域活性化の取組につなげていきたい。

## 【提案・要望の経緯】

### ＜「潜伏キリシタン関連遺産」の確実な登録へのご尽力＞

「潜伏キリシタン関連遺産」については、平成28年の登録に向けて取組を進めてきたが、平成28年1月に示されたイコモスの中間報告の内容が非常に厳しいものであったことから、2月9日の閣議を経て、推薦が取り下げられた。その後、イコモスとの契約に基づく助言を受けながら推薦内容の見直しを行い、去る1月の閣議了解を経て、2月1日に国からユネスコへ再度、推薦書を提出いただいたところである。「潜伏キリシタン関連遺産」はイコモスも潜在的価値を認めており、今回の推薦書は、イコモスからの助言を受けて作成したものであることから、確実な世界遺産登録が見込まれると考えている。「明治日本の産業革命遺産」と「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の多くは、人口流出や高齢化が急速に進む離島や半島地域に点在しており、世界遺産への登録は、まさに、離島・半島振興の切り札であり、その効果を地域振興に結びつけていくことが急務である。

このようなことから、「潜伏キリシタン関連遺産」については、イコモス審査に適切に対応するため、関係県市町にご指導いただくなど、平成30年の確実な登録へ向けにご尽力をお願いしたい。

### ＜類例のない特殊な資産である端島の整備のためには国の支援が不可欠＞

また、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつ、「端島炭坑」については、石炭産業を支えた生産施設や島の埋立・拡張を示す護岸遺構をはじめ、高層アパート群が残されており、これらは日々風化が進行する世界に類例のない資産となっている。平成26年10月に国史跡として指定された後、長崎市が設置する専門家の委員会（高島炭鉱整備活用委員会）において、平成30年度から3期30年間にわたる具体的な保存管理・整備活用についての計画が示された。さらに平成28年9月には、長崎市において概算の整備費用が示され、現在、その事業化に向けた具体的な検討が進められているところである。端島炭坑は日々風化が進行するコンクリート建造物を含む特殊な資産であり、技術的・財政的にも大変難しい問題を抱えていることから、端島炭坑の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援や、必要な財源の確保とともに、国の補助率の嵩上げ・有利な起債制度の活用などの財政的支援を賜りたい。

○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産

- ①原城跡(南島原市)
- ②平戸の聖地と集落  
(春日集落と安満岳)(平戸市)
- ③平戸の聖地と集落  
(中江ノ島)(平戸市)
- ④天草の崎津集落(天草市)
- ⑤外海の出津集落(長崎市)
- ⑥外海の大野集落(長崎市)
- ⑦黒島の集落(佐世保市)
- ⑧野崎島の集落跡(小値賀町)
- ⑨頭ヶ島の集落(新上五島町)
- ⑩久賀島の集落(五島市)
- ⑪奈留島の江上集落  
(江上天主堂とその周辺)(五島市)
- ⑫大浦天主堂(長崎市)

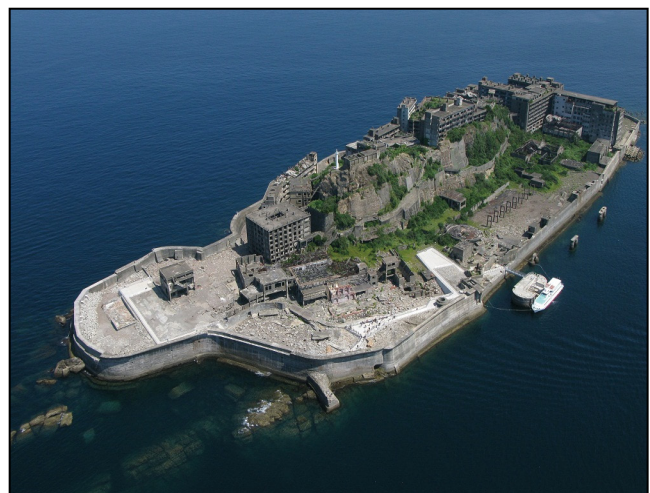
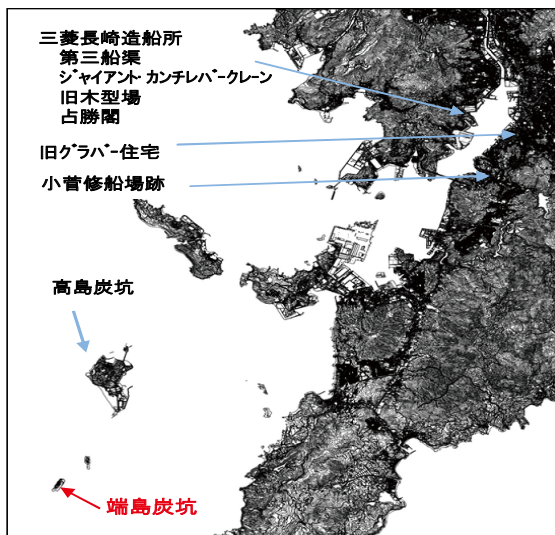


平成27年3月に「信徒発見」150年を迎えた「大浦天主堂」



奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

○「明治日本の産業革命遺産」のうち長崎県内の構成資産



コンクリート建造物の風化が日々進行している「端島炭坑」

## 2 九州新幹線西九州ルートへの整備促進について

【総務省、国土交通省、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

### 【提案・要望】

西九州地域の産業振興や交流人口の拡大を図り、鹿児島ルートと共に九州地域の一体的浮揚をもたらすこと、関西・中国圏との連携による社会経済の発展に寄与するため、九州新幹線西九州ルートへの整備を促進すること

- 1 平成28年3月29日の「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」に基づき、平成34年度までの開業に向けて着実に整備を進めるなど、合意事項の確実な実現を図ること
- 2 引き続き、フリーゲージトレイン（FGT）量産車の実現に向けた技術開発を着実に推進し、山陽新幹線への直通運行も含め西九州ルートがこれまで想定・計画してきた姿の実現をはじめ、これ以上、開発スケジュールに遅れを来さないこと並びに対面乗換方式を固定化しないことなど、万全な対応を図ること  
また、新幹線効果を高めるため、佐世保市への乗入れのための整備・実証運行を行うとともに、そのために必要な調査を実施すること
- 3 整備新幹線建設に伴う地方公共団体の建設費負担について、建設費の縮減を図るとともに負担軽減のための制度を充実・創設すること
- 4 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について、鉄道輸送サービスの維持に係る負担軽減のための制度を充実・創設すること
- 5 新幹線と一体の整備が必要であることから、JR長崎本線連続立体交差事業の財源を確保すること

### 【本県の展望（実現の効果）】

西九州ルートは、九州北部地域の産業振興や交流人口の拡大、離島地域の活性化等につながる重要な交通基盤であり、平成23年3月に全線開業した鹿児島ルートと共に整備することで九州地域の一体的浮揚をもたらすと同時に、山陽新幹線との直通運行によって、関西や中国地方との交流人口が飛躍的に拡大し、関西・中国圏との連携による社会経済の発展にも寄与する。また、西九州地域がアジアの玄関口となり、新幹線で西日本各地へという新たな観光ルートが構築され、観光立国を推進する国家戦略にも寄与する。

### 【提案・要望の経緯】

#### ＜六者合意の確実な実現＞

平成28年3月の六者合意において、対面乗換方式により平成34年度に開業すること、長崎県・佐賀県の実質負担が無いように措置を講じること等を内容とする合意に至り、その実現は沿線各市のまちづくりの推進等で開業効果を引き出すために、さらには九州北部全体の地方創生にとって重要である。

#### ＜山陽新幹線への直通運行の実現＞

FGT量産車が全て揃うのは平成36年度末とされているが、実用化に向けた技術開発を促進し、国が需要予測で設定した1日14往復の山陽新幹線への直通運行を実現させることが、西九州ルートの所期の効用を発揮させるために必要である。

#### ＜長崎本線（肥前山口～諫早間）の鉄道輸送サービスの維持＞

西九州ルート開業の際には、長崎本線の肥前山口～諫早間について上下分離方式によりローカル輸送を維持するが、線路等維持管理の負担が発生するため、他地域の並行在来線と同様に全国的な課題として、地方負担の軽減が必要である。

#### ＜長崎駅周辺の整備＞

新幹線開業に合わせ二次交通との結節点確保をはじめとする長崎駅周辺を整備するためには、現在の駅が支障となることから、新幹線整備に先行してJR長崎本線を高架化する必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

(西九州ルートの概要と工事の進捗)

平成24年6月に、武雄温泉～長崎間（肥前山口～武雄温泉間の複線化事業を含む）をフル規格で整備する工事实施計画が認可され、順調に整備が進められています。平成29年3月末現在の工事着手率は99%、長崎県内の用地買収率は95%に達しています。

(国による西九州ルートの需要予測における条件設定)

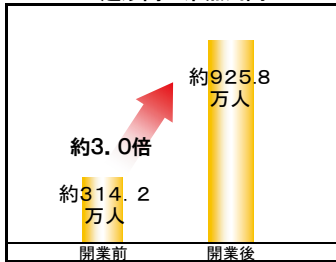
平成24年4月の国土交通省による収支採算性及び投資効果に関する条件設定において、F G Tが博多・長崎間を31本/日運行し、このうち速達型の14本/日が山陽新幹線に乗入るとされており、費用対効果（B/C）が1.1、収支採算性は20億円/年となっています。

(長崎駅周辺の整備)

J R長崎本線連続立体交差事業と新幹線を一体的に整備することで、新幹線効果を最大限に発現することが可能となります。

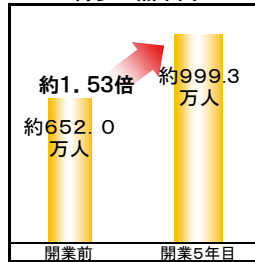
北陸新幹線開業後1年間の利用状況

上越妙高～糸魚川間

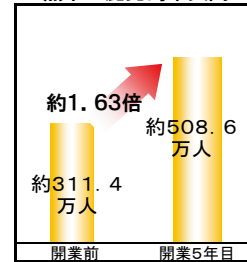


九州新幹線全線開業5年間の利用状況

博多～熊本間



熊本～鹿児島中央間



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(F G Tの技術開発の遅延と今後の見通し)

F G Tについては、台車の不具合が確認されたことから3モード耐久走行試験が休止され、現在、検証走行試験後の台車の詳細調査やコスト削減策の検討等が行われています。これらの結果を踏まえ、本年初夏を目途にとりまとめた上で、改めて、軌間可変技術評価委員会において耐久走行試験の再開を判断することとされており、量産車の投入は平成36年度末の見通しとされています。

(佐世保市へのF G T乗入れ)

F G TのJ R佐世保線への乗入れには、かなりの線形改良、軌道強化が必要であり、多額の事業費がかかるかとされています。

(J R長崎本線連続立体交差事業の財源確保)

本県では厳しい財政状況にあるため、J R長崎本線連続立体交差事業の高架橋本体工事に必要な事業費を確保することが喫緊の課題となっています。



### 3 国営諫早湾干拓事業について

【法務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

#### 【提案・要望】

- 1 本年4月25日の農林水産大臣談話で示された、「開門しないとの方針」を踏まえ、排水門開放差止本訴において、同月17日に長崎地方裁判所が出された排水門の開放差止請求を認める判決の早期確定に努めていただきたいこと
- 2 その上で、その他の請求異議訴訟や開門請求訴訟において、開門の意義そのもの、すなわち、開門しても有明海の漁場環境の改善にはつながらないということなど、しっかりと主張・立証し、開門問題の早期解決を図っていただきたいこと
- 3 開門対策に予定していた巨費は、効果的な水産振興策や環境改善対策に集中、重点的に投入することにより、真の有明海再生を目指していただきたいこと
- 4 諫早湾干拓調整池の環境対策については、事業アセスで掲げた水質保全目標の達成に向け、引き続き水質改善のための次期行動計画策定に参画するとともに、自らの責任で具体的な取組を行っていただきたいこと

#### 【本県の展望（実現の効果）】

農林水産大臣談話で示された「開門しないとの方針」を踏まえ、開門問題の早期解決を図り、真の有明海再生を目指すべきである。

#### 【提案・要望の経緯】

諫早湾干拓の開門問題については、国が実施した環境アセスメントによると、開門しても有明海の環境改善につながる具体的効果が期待できない一方、開門されれば、地元で深刻な影響被害が生じることが、科学的・客観的に明らかになっている。このような中、本年4月17日、長崎地裁において、排水門開放差止本訴に関し、地元原告が求めている潮受堤防排水門の開放差止請求を認める判決が出された。

##### ＜開門の意義と裁判所の判断＞

今回の判決は、福岡高裁確定判決以降、長崎地裁が出した平成25年11月12日の仮処分決定及び平成27年11月10日に出された仮処分異議審決定と同様に、環境アセスメント等の新たな事実に基づき出されたもので、塩害及び潮風害の事前対策については、その実現性及び効果が低く、開門により地元で甚大な被害が発生すること、さらに、開門しても漁場環境改善の可能性及び具体的効果は高くなく、締切りと漁獲量減少との関連性等の解明の見込みは不明であり、公益上の必要性も減殺されるとした上で、開門差止を認めたものであり、また、開門による甚大な被害と開門の公共性、公益性について比較検討しても、前者の方が優越するとされている。

##### ＜関係団体の意向＞

長崎地裁の和解協議において、国が提案した開門しないことを前提とした基金案に対し、関係漁業団体及び自治体の8団体のうち6団体が賛成し、多くの関係者が開門よりも有明海再生を望んでいることが明らかとなっており、これまでの一連の開門を否定する判断や長崎地裁における和解協議の経緯を踏まえ、早期解決を図り、判決を確定し、開門しない方向で真の有明海再生を目指すことが重要。

【1】この要望にかかる背景について

(福岡高裁確定判決)

平成22年12月6日に福岡高裁で、諫早湾干拓地潮受堤防排水門を開放せよとする判決が下された際、当時の菅総理は、地元から環境アセスの結果を待った慎重な判断を求められたにもかかわらず、一方的に受け入れました。

(開放差止仮処分決定および同異議審決定)

排水門の開門を阻止しようと、地域の農業者、漁業者、住民等の350名(現在452名)の方々が排水門開放差止本訴を平成23年4月19日に長崎地裁に提起され、また、同年11月14日に開門差止めを求める仮処分の申し立てを行い、平成25年11月の仮処分決定及び平成27年11月の同異議審においても開門を認めない決定が出されました。

(和解勧告)

平成28年1月18日、開門をしないことを前提にした和解勧告が長崎地裁から出され、その後、国が有明海再生策として100億円の基金案を提案し、関係漁業団体及び自治体の8団体のうち6団体が賛成しましたが、本年3月27日、和解協議は打ち切られました。

(排水門開放差止本訴判決)

本年4月17日に長崎地裁で、いずれの開門方法であっても開門してはならないとする判決が出され、同日25日、国は開門しないとの方針を示し、判決を受け入れ控訴を断念するとなりましたが、開門派が独立当事者参加の申立を行ったことから、判決は確定していません。

(平成29年4月25日 農林水産大臣談話 (抜粋))

有明海の再生を速やかに進めるため、改めて開門によらない基金による和解を目指すことが本件の問題解決の最良の方策と考えます。

国として開門しないとの方針を明確にして臨むこととし、今般の判決を受け入れ、控訴しないことといたしました。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(排水門開放差止本訴判決の早期確定)

国は、長崎地裁での開門してはならないとする判決を受け入れ控訴を断念する姿勢を明らかにしましたが、開門派の新たな動き等もあり、判決確定にまでは至っていません。

(開門の意義)

現在国が福岡高裁確定判決の執行力の排除を求めて訴えている請求異議訴訟等においては、開門の意義(開門しても有明海の漁場環境の改善にはつながらないこと)をしっかりと主張・立証し、開門問題の早期解決を図っていただく必要があります。

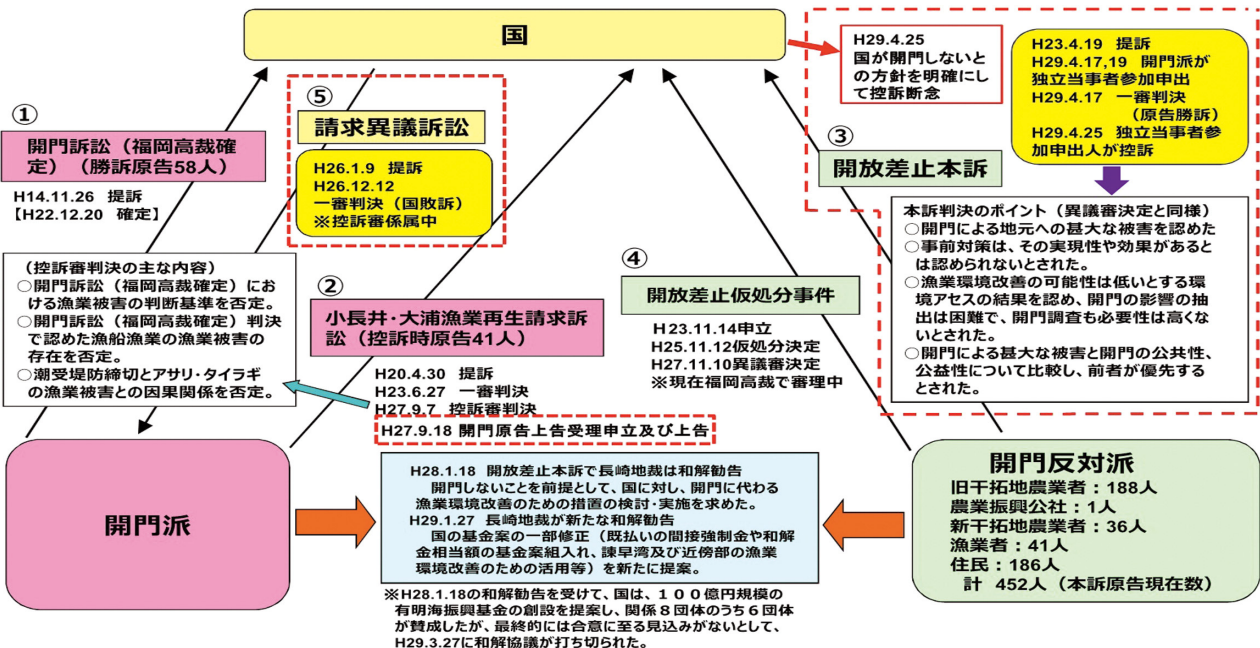
併せて、国民の理解を得るために、諫早湾干拓事業の経緯、事業効果(防災・営農)、開門した場合の問題等について、わかりやすく説明していただきたい。

(有明海の環境変化)

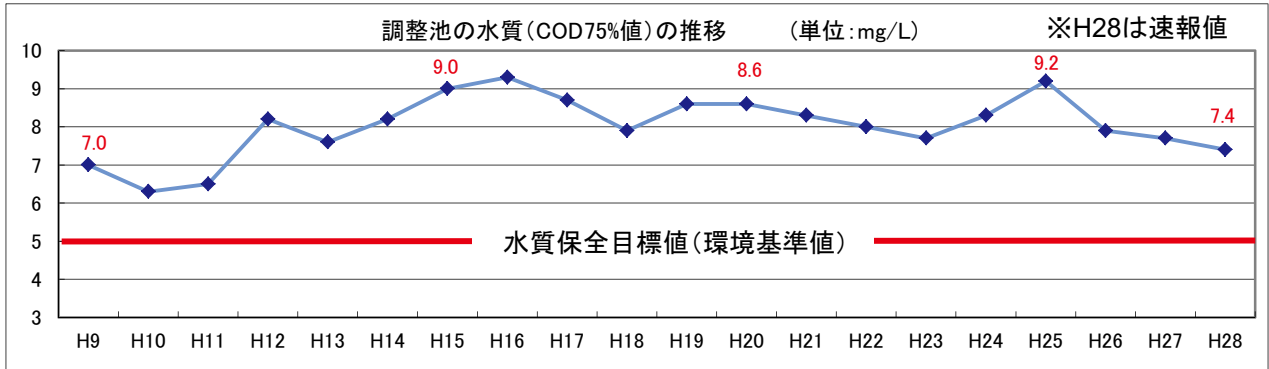
有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大事業やノリの酸処理等の複合的な要因によるものであることを踏まえ、真の有明海再生に向けた抜本的な水産振興策を実施していただく必要があります。

(調整池の水質保全対策等)

調整池の水質の状況(環境基準未達成)及びアオコやユスリカの発生等、周辺住民へ不安を与えている状況を踏まえ、水質改善や利活用対策を改めて構築し、速やかに実施していただければ、諫早湾干拓事業で創出された貴重な地域資源である自然干陸地や調整池等の更なる利活用が図られます。



## 調整池の水質



## 新干拓地でのブロッコリーの生産



## 新干拓地でのレタスの生産

## 新干拓地でのキャベツの収穫



小長井町 北部排水門沖での潮干狩り

国見町での潮干狩り



「かき日本一決定戦」で  
日本一を受賞した  
小長井町のかき  
「華漣（かれん）」



調整池（本明川）での  
ボートやカヌーの練習





## 4 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備 促進等について

【内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省】

### 【提案・要望】

わが国の豊富な海洋資源を活かした海洋再生可能エネルギーの導入促進や環境負荷の低減、さらに海洋産業の国際競争力強化及び関連産業の集積による地域活性化を図るため、本県が選定を受けた実証フィールドの整備や商用化へ向けた施策について、以下の支援を講じること

- (1) 海底送電ケーブル、変電所、管理施設等、実証試験設備の整備に必要な財源を確保すること  
また、実証フィールドの持続的で安定した運営にむけた仕組づくりの検討について、国がリーダーシップを発揮し、早期に着手すること
- (2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、洋上風力発電や潮流発電等の技術開発等に係る事業の継続、及び事業予算を拡充すること
- (3) 海域利用の調整について、地域の実情に沿ったルールづくりを早期に行うこと

### 【本県の展望（実現の効果）】

実証フィールドの整備活用により、各種実証事業や商用化の促進に不可欠な開発コストの大幅な低減を図り、事業者の参入意欲の向上、わが国の海洋産業の国際競争力強化に寄与する。

海洋再生可能エネルギー関連の技術開発や商用化事業に、造船関連企業など優れた技術を有する県内企業が参画することで、海洋エネルギー関連産業の拠点化が図られる。

### 【提案・要望の経緯】

#### ＜実証フィールドの整備促進について＞

海洋基本法に基づく「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（平成24年5月総合海洋政策本部決定）では、実証フィールドの所要設備の整備や運営主体の選定に関しては、関係地方公共団体の協力を得つつ、当面は国が主体となって検討を進めるものとされている。

また、海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）でも、海洋再生可能エネルギー実用化に向けた技術開発の加速、実用化・事業化の促進等が盛り込まれており、国による主体的な取組が望まれる。

本県では、平成26年7月に国の「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」に選定された後、運営主体の設立準備や施設整備に関する検討を行うなど、本格的な運用開始を目指し取り組んでいる。

産業界では、地元企業が主導して「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」を設立し、関連ビジネスへの参画支援や技術力向上などの取組みを行っており、海洋エネルギー分野での新事業創出、拠点化が進むことを期待している。

#### ＜海域利用の調整について＞

風況の優れた一般海域での洋上風力発電等の導入拡大に向け海域利用ルールの早期の制度化が必要である。

## 【1】この要望にかかる背景について

### （実証フィールドの整備及び運営に向けた仕組づくり）

本県の基幹産業である造船業の関連技術等を活かした海洋エネルギー関連産業の拠点化を目指すためには、実証段階から県内企業の積極的な参画を促し、新たな知見、技術等の習得、レベルアップが必要と考えております。

そのためには、早期に実証フィールドの整備及び運営体制を構築し、国内はもとより海外からも多くの研究開発案件を取り込んでいくことが必要と考えております。

### （技術開発等に係る事業の継続、及び事業予算の拡充）

潮流発電等の海洋エネルギーを利用するための技術は、研究開発から実証の段階にあり、更なる実用化に向けた技術開発を促進する必要があります。

また、今後、導入拡大が見込まれる洋上浮体風力発電のファーム化に向けたコスト削減や漁業との協調策等についての新たな研究開発の拡充を望みます。

### （一般海域の利用ルールに係る制度の創設）

洋上風力発電など、今後、商用化を推進するためにも長期の海域占有が必要となります。

## 【2】この要望にかかる課題・問題点について

### （実証フィールドの整備及び運営に向けた仕組づくり）

実証フィールドを整備するには、多額の財源が必要で、地方自治体を整備していくことは困難であります。

海外の先進事例であるEMEC（欧州海洋エネルギーセンター）では、政府機関等からの公的資金によるフィールド整備の後、発電デバイスや周辺技術の実証試験を誘致し、欧州の海洋エネルギーの実用化、地域経済の発展に大きく寄与しており、わが国においても、国が主体となった整備が望まれます。

また、整備後は、実証フィールドの安定的な運営を図るため、次々に実証事業を誘致することが必要です。

### （一般海域の利用ルールに係る制度の創設）

事業者が、洋上風力発電等の商用事業に取り組むには、建設・運転・撤去までの長期の海域占有が必要となりますが、現状、一般海域では長期にわたる事業が想定されておらず、事業者の資金調達等において支障を及ぼす懸念があります。

一般海域においても、港湾区域（港湾法の公募占有制度）のように長期的な海域利用ルールが必要であり、占有期間の年限等、一般海域での海域利用ルールを明確化することが望まれます。

## 本県の海洋エネルギー導入促進による新産業の創出



## 5 地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について

【内閣府、総務省】

### 【提案・要望】

離島をはじめとした地方の人口減少に歯止めをかけるため、通常の行政需要に加えて、地方創生に向けた戦略プロジェクト（地方の平均所得向上を実現するための中小企業の競争力強化支援、雇用型漁業の振興など）を推進するために必要な以下の財源措置を講じること

- (1) 地方財政計画において、社会保障費及び臨時財政対策債償還費の増加を単純に他の行政経費を圧縮して対応するのではなく、適切に財政需要を積み上げること。また、地方創生を確実に推進するため、「まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）」を拡充するとともに、その算定に当たっては、長期に渡る取組が必要な条件不利地域等に配慮すること
- (2) 地方交付税の算定において、地方交付税で措置されていない離島等に係る財政需要が過度な負担になっていることに鑑み、へき地補正の拡充などの措置を講じること
- (3) 地方創生推進交付金については、平成29年度当初予算で1,000億円が措置されたことを踏まえ地域の活力再生や移住定住推進など、引き続き地方の需要に応じた十分な額を確保すること  
また、事前着手を可能とするなど、地方の自由度が高い制度とすること

### 【本県の展望（実現の効果）】

本県においては、人口減少が急速に進行する中、2060年の人口予測78万人を100万人超まで引き上げるため、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方の平均所得向上を実現するための中小企業の競争力強化支援や、離島等における雇用型漁業の振興などの戦略プロジェクトに取り組んでいる。

しかしながら、社会保障費の増加、人口減少、離島特有の財政需要などから、本県の財政は極めて厳しい状況にある。地方財政計画、地方交付税の算定、地方創生に関する交付金等により、安定的に十分な財源を確保することができれば、地方創生に向けた戦略プロジェクトの実施により、本県の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正することができる。

### 【提案・要望の経緯】

#### ＜地方財政計画における財政需要の適切な計上＞

- (1) 本県の基準財政需要額は、社会保障費、臨時財政対策債償還費が増加傾向にある一方、その他の行政経費については平成27年度に「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設により増加したものの、平成28年度は包括算定経費の圧縮により減少に転じている。

地方創生を推進するためには社会保障費等の義務的経費に関する財源に加えて、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充により、地域活性化に関する施策を実施するための政策的経費に関する財源を十分に確保する必要がある。

また、算定については、平成29年度から3年間かけて、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ、段階的に1,000億円シフトしていくこととなっているが、地方公共団体の置かれた状況等によって、成果の実現しやすさが異なるのが実情である。このため、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等について配慮が必要であり、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要である。

＜長崎県の基準財政需要額の推移＞

区 分	H22年度
基準財政需要額の総計	359,545
社会保障関係費	77,182
臨時財政対策債償還額	11,411
その他の費目	270,952
うち 警察費	27,426
うち 教育費	108,103
うち 包括算定経費	24,440
うち まち・ひと・しごと創生事業費	

○社会保障関係費、臨時債償還額の増をその他の費目の減で吸収  
○H28は包括算定経費の圧縮により、減少幅が拡大

(単位：百万円)

H26年度	H27年度		H28年度		
	H26-H22	H27-H22	H28-H22	H28-H22	
357,823	△ 1,722	364,998	5,453	361,034	1,489
88,837	11,655	92,213	15,031	93,328	16,146
19,601	8,190	22,079	10,668	23,938	12,527
249,385	△ 21,567	250,706	△ 20,246	243,768	△ 27,184
25,552	△ 1,874	25,522	△ 1,904	25,411	△ 2,015
97,242	△ 10,861	96,540	△ 11,563	96,155	△ 11,948
22,382	△ 2,058	23,136	△ 1,304	21,379	△ 3,061
		5,782	5,782	5,734	5,734

＜地方交付税算定におけるへき地補正の拡充等＞

(2) 本県は、対馬、壱岐、五島などの大型離島をはじめ多くの離島を有している。離島においては本土と隔絶された地理的特性から、支庁舎、学校、警察の配置や、漁港、港湾等の整備、航路・航空路維持対策、医療環境整備対策等に多額の経費を要している。

地方交付税の算定においては、へき地補正により離島等の財政需要に配慮がなされているものの、本県のへき地補正措置額67億円に対し、離島に関する県単独負担経費は87億円（+20億円）となっている。

離島地区に係る本県超過負担額と普通交付税措置額比較  
(平成28年度)

区 分	金 額
① 本県の普通交付税「地域振興費」における「へき地補正」措置額	約 67億円
② 本県離島地区に係る超過負担額	約 87億円
うち 人件費	約 41億円
・人件費（離島割増分）	約 23億円
・特地・へき地手当	約 18億円
うち 公共事業等の投資的経費（離島割増分）	(離島かかり増し分)
※一財相当額の一定割合を離島割増分として試算	約 11億円
・漁港	約 2億円
・港湾	約 1億円
・道路	約 4億円
・河川	約 1億円
・農村整備、林業	約 1億円
・高等学校	約 2億円
・その他（警察署）	約 0億円
うち 出張旅費（離島割増分）	約 7億円
うち 学校等の維持管理経費（離島割増分）	約 2億円
うち ソフト事業	約 26億円
・離島交通関係経費（航路・航空路の運航補助等）	約 13億円
・離島医療関係経費（医師・看護師の確保等）	約 12億円
・離島教育対策等	約 1億円
差額（①-②）	△20億円

※1 離島割増分  
人件費(手当除く)、維持管理経費は、離島地区の人口一人あたり経費を他区の人口一人あたり経費と比較し、その差額を離島割増分として試算したもの  
投資的経費、出張旅費は、本土と比べて割高となる経費(資材高騰、輸送コスト、交通費等)を離島割増分として試算したもの

※2 離島交通関係経費  
離島住民の日常生活に必要な交通手段の維持・確保のための離島航路・航空路の運行補助等

※3 離島医療関係経費  
離島に勤務する、あるいは離島救急搬送に従事する医師・看護師の確保等

＜地方創生に関する交付金の予算確保＞

(3) 地方創生に関する交付金については、平成28年度当初予算において1,000億円（補助率1/2）、平成28年度経済対策において900億円（補助率1/2）、平成29年度当初予算において1,000億円（補助率1/2）が措置されている。平成30年度以降においても、継続的に地方創生に関する施策が推進できるよう、これまでと同等以上の予算を確保する必要がある。

◎長崎県における地方創生に関する交付金の活用状況

＜H28年度当初予算＞

	事業数	交付額	予算額
地方創生推進交付金	5	594,799千円	1,000億円

＜H28年度経済対策＞

	事業数	交付額	予算額
地方創生拠点整備交付金	7	572,660千円	900億円

＜H29年度当初予算＞

	事業数	交付額	予算額
地方創生推進交付金	10	1,088,918千円	1,000億円

## 6 有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

【内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】

### 【提案・要望】

有人国境離島地域に住民が安心して暮らし続けられる環境を整備し、将来の無人化を防止するため、有人国境離島法に掲げられた事項にかかる施策の充実強化を図ること

- (1) 必要な予算を確保するとともに、地方財政措置を確実に講じること
- (2) 有人国境離島地域への国の行政機関の設置について、特に海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化や増員を図ること
- (3) 有人国境離島地域の保全のみならず、住民生活を維持し、人流・物流の拡大を図るため、港湾等の整備を促進すること
- (4) 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、平成29年度の実績を踏まえつつ、航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大など、対象事業の拡充を図ること
- (5) 滞在型観光のPRや、地域商社による製品の売込みなどに対して、人的ネットワークや情報・ノウハウ面からの支援を引き続き実施すること

### 【本県の展望（実現の効果）】

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の拡充や、国における地方自治体の取組への人的ネットワークや情報・ノウハウ面からの継続的な支援などにより、交流人口の拡大及びしまの製品のブランド化・販路拡大をはじめ、雇用の場の創出やしまの生産者の所得向上を更に推進することができる。

また、東シナ海周辺における海洋資源開発や外国漁船の操業が活発化する中、海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化等がなされることにより、領海警備等の対応強化が図られ、地域の人口の維持・増加につながるとともに、住民生活及び生産・流通の基盤である港湾等の整備が促進されることにより、地域経済を活性化することができる。

### 【提案・要望の経緯】

#### <本県の特定有人国境離島地域における人口の社会増の実現>

有人国境離島地域は、人が住み続けることによって、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動拠点としての国家的な役割を担っている。

本県の悲願であった有人国境離島法が、昨年、本県選出議員をはじめ関係国会議員の多大なるご尽力により議員立法で成立し、この4月から施行されたところであり、本県では、法の施行にあわせ、関係市町とともに国の施策を最大限活用して、当該地域の活性化に全力で取り組んでいるところである。

国の有人国境離島関係施策に対する住民及び関係市町の期待は高く、多くの民間事業者による創業・事業拡大の積極的な取組が始まった一方、海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化、更なる交流人口拡大や地域経済活性化につながる航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大などを期待する声がある。

人口が昭和30年から平成27年までの60年間に58.9%も減少し、毎年約1,000人もの社会減が続く本県の特定有人国境離島地域において、国の基本目標である2027年における「人口の社会増の実現」を達成するには、国の施策の充実強化が必要である。

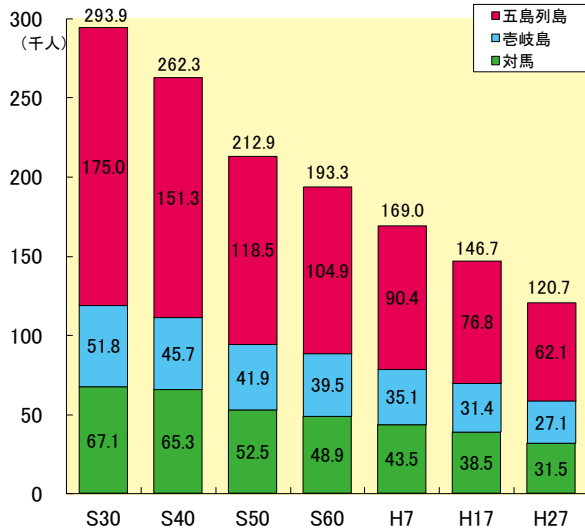
【1】この要望にかかる背景について

(有人国境離島地域の人口減少)

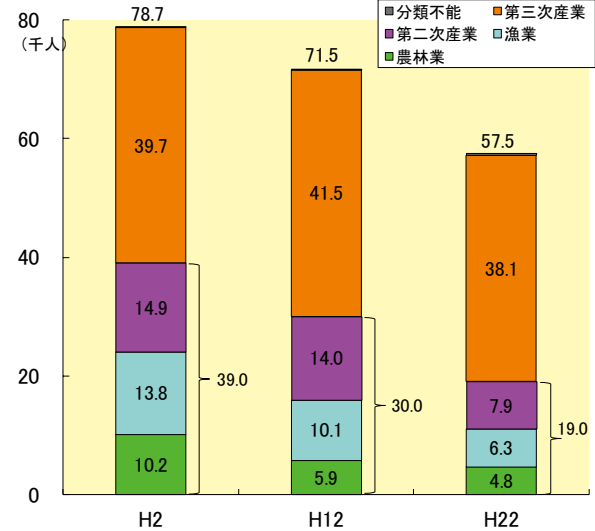
本県の特定有人国境離島地域の人口は、昭和30年（293,891人）から平成27年（120,677人）までの60年間に58.9%も減少しています。

また、第一次・第二次産業の就業者数は、平成2年（38,951人）から平成22年（18,999人）までの20年間に51.2%も減少しています。

◆本県国境離島地域の人口推移 <国勢調査>



◆本県国境離島地域の就業者数推移 <国勢調査>



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(国の基本目標の達成に向けて不可欠な施策の推進)

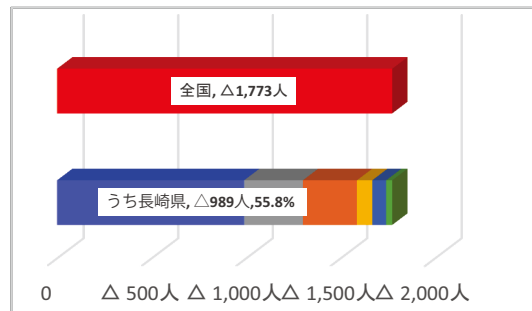
全国の特定有人国境離島71島のうち40島、人口でも約45%を占める全国一の国境離島県である本県では、国の施策を関係市町とともに最大限活用し、しまの人口減少に歯止めをかけることとしています。

しかし、全国の特定有人国境離島地域の社会減数のうち55.8%を占める本県において、国の基本方針に掲げられた、2027年に向けて「人口が定常的に社会増となる状態を実現する」という基本目標を達成するには、住民に準ずる者の認定や交流拡大施策への適用の弾力的な運用による航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大など、平成29年度の実績を踏まえた「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の拡充に加え、自衛隊、海上保安庁、水産庁等の国の行政機関の設置、港湾、漁港、空港及び道路の整備など、有人国境離島地域の保全のみならず、地域社会維持にも寄与する国の施策の一日も早い実施が不可欠です。

<特定有人国境離島地域の人口等>

	全国	本県	比率
島の数	71 島	40 島	56.34%
人口 (H22国調)	293,120 人	132,333 人	45.15%

<特定有人国境離島地域の社会減の状況>



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(H27年) ※いわゆる「一部離島」の市町村(輪島市、萩市、佐世保市、西海市、薩摩川内市)を除く

## 7 離島振興対策の充実について

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

### 【提案・要望】

離島振興法に基づく離島振興計画を推進し、離島地域の自立的発展や定住促進等を更に強化するため、以下の施策を講じること

- (1) 介護サービスの利用機会の拡大と利用者の負担増軽減、情報通信基盤の整備促進など、離島振興法に掲げられた施策のさらなる充実
- (2) 「離島活性化交付金」について、離島留学支援の事業期間要件の廃止並びに高校生への適用拡大、離島市町間の移出コスト支援のほか、交流人口拡大に重要な役割を担う宿泊施設や企業誘致等に必要な貸しオフィスの整備に要する施設の改修、離島留学促進のための寄宿舎の整備への事業対象拡大及び必要な予算の確保
- (3) 離島地域と本土地域のガソリン価格差を抜本的に是正するための揮発油税等の減免
- (4) 離島の生活環境、道路の整備等のために必要な公共事業予算の財源確保

### 【本県の展望（実現の効果）】

離島振興法に規定されている「介護サービスの確保等」、「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」などに関する施策の更なる充実により、本土との格差や不利条件を緩和することができるとともに、離島地域からの要請に沿えるような「離島活性化交付金」の拡充により、雇用の創出や交流人口の拡大、定住の促進などに関して地域独自の振興策の実現が期待できる。

また、本土とのガソリン価格差の抜本的是正及び必要な公共事業予算の財源確保により、生活の安定及び福祉の向上を図ることができる。

### 【提案・要望の経緯】

#### ＜本県離島の不利条件の解消＞

本県は、51島の離島振興法指定有人離島を有する全国一の離島県であり、そのうち40島は有人国境離島法において特定有人国境離島地域を構成している。

本県の離島の多くはわが国の外縁部に位置するため、地理的に不利条件がことさら厳しく、この自然的制約に由来する不利条件は、地域自らの創意工夫による努力のみでは到底解決できないものとなっている。

これまで県、関係市町で様々な振興施策を実施してきたが、しまの人口減少に歯止めをかけることができおらず、介護サービス基盤や情報通信基盤については、人口減少の進展により、民間事業者の参入がより困難化しているため、整備や更新が遅れている。

よって、離島の自立的発展の実現に向けて、本土と同等以上の競争条件を作り離島の定住環境を整えるため、離島の不利条件の解消に国策として取り組んでいただく必要がある。

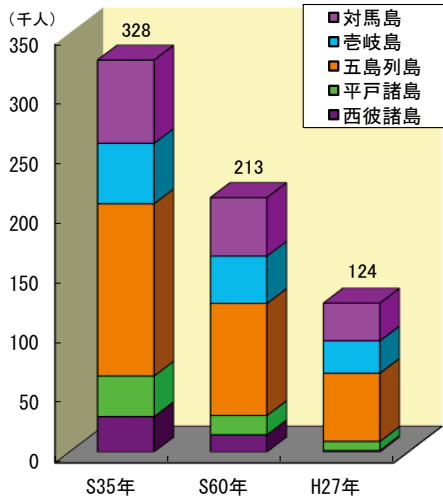
【1】この要望にかかる背景について

(離島の人口減少)

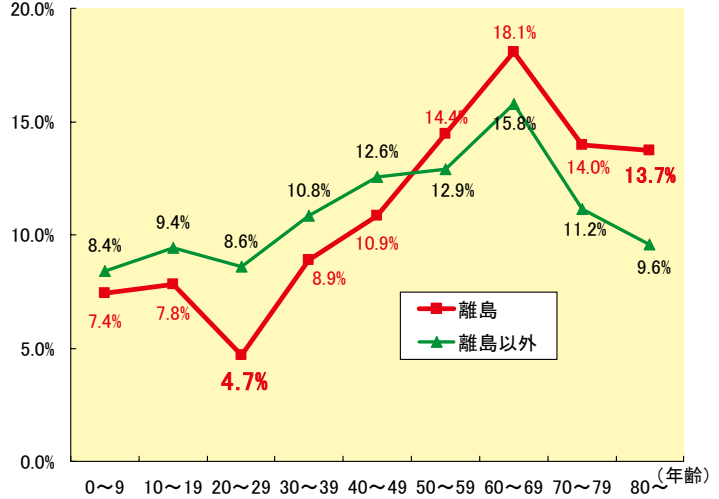
本県の離島振興対策実施地域の人口は、ピークであった昭和35年の327,596人から平成27年には124,462人と、55年間に62.0%も減少しています。

また、しまに大学や専門学校などがなく、雇用の場が不足していることもあり、90%以上の子どもたちが、進学・就職のため、ふるさとのしまを離れていっており、このことに伴い、しまには20歳代の若者が極端に少なく、高齢化が顕著になっています。

◆離島の人口推移 <国勢調査>



◆本県の年齢別人口構成比(H27年) <国勢調査>



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(離島の現状)

公共事業の縮減や基幹産業である第一次産業等の低迷に伴う雇用の場の不足、交流人口の拡大や産業の誘致の障壁となる人流・物流の輸送コストや生活・事業活動に必要な物資の本土との格差、下水道や医療といった生活インフラ整備の遅れなど、非常に厳しい状況が続いています。

また、介護サービスについては、離島地域の訪問介護、訪問看護等一定のサービス費用が本土に比べ15%高いため、利用者の自己負担も大きくなっていることに加え、特に、二次離島等の小規模離島では、介護サービス事業者の参入が難しいため、島内で利用できるサービスが限られているという課題があります。

更に、移住の推進をはじめ、産業の振興や観光客誘致の基盤となる超高速ブロードバンドについては、民間の参入が望めないため、市町が公設により整備を進めてきましたが、設備等の維持管理・更新に係る多額の費用負担の問題から、通信速度等の提供サービスが陳腐化しています。

◆離島における介護サービスの状況

要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住している島の数	介護(予防)サービス別・サービス提供の状況																											
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護(老健)	短期入所療養介護(療養型医療施設)	福祉用具貸与	福祉用具購入費	住宅改修費	生活介護施設入居者	居宅介護支援・特定施設入居者	地域密着型(介護予防)サービス								介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	その他		
	26	4	10	10	14	20	6	11	5	0	30	6	7	7	23	1	1	14	2	3	8	0	0	0	8	7	1	2

要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数:43島

【留意事項】※各数値は島の数。平成28年4月30日時点のサービス提供状況を記載。(介護サービスについては4月サービス分)

※介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。

※「要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住」とは、島内事業者の介護サービスを受けている、もしくは、車で移動可能(橋が架かっている)の島外で介護サービスを受けている場合。または、島外事業者が、来島してサービスを提供している場合。



## 8 離島航路対策の強化について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

離島航路は住民生活及び物資の輸送、経済活動にとって極めて重要であることから、船舶が安全で安定的に運航されるよう船舶の建造等にかかる財政措置を強化すること

- (1) ジェットフォイルは、本土と離島間において、高速かつ大量輸送が可能な交通手段であり、県内に世界遺産や日本遺産を有し、インバウンド需要をはじめ、交流人口の拡大を目指す本県にとって必要不可欠であることから、船舶の建造等が促進されるよう補助制度を創設すること
- (2) 住民生活の維持、経済活動及び交流の拡大等に重要な役割を果たす離島航路の維持・確保のため、船舶が安定的に運航されるよう船舶建造にかかる補助制度を拡充すること

### 【本県の展望（実現の効果）】

離島を多く有する本県にとって、航路は住民等の移動及び生活物資の運搬などのために欠かすことができない公共交通であり、船舶の建造等が安定的に行われることにより、住民の暮らしの確保及び地域の活力維持につながるものである。

また、離島航路におけるジェットフォイルは、本土における高速交通網と同様に重要な役割を担っているが、人口減少が続く航路事業者の経営状況が厳しい中、導入当時に比べ船価が高額となっており、更新が難しい状況であることから、更新費用を軽減することにより、ジェットフォイルの維持を図ることができる。

### 【提案・要望の経緯】

#### ＜ジェットフォイル及び船舶建造に係る補助制度の新設・強化＞

離島地域における生活環境の基盤となる航路は、人流及び物流の両面において根幹となる存在であり、住民の暮らし及び経済活動を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、人口減少など社会情勢の変化に伴い、航路事業者においては、採算性が悪化するなど、航路維持の困難さが増しているところである。

こうしたことから、国土の保全等、我が国における重要な役割を担う離島地域の持続可能な発展のため、住民生活に直結し、島内産業にも影響を与える航路の維持・確保が図られるよう、船舶の建造等の支援及び海上高速輸送手段のジェットフォイルの建造（更新）など、離島航路対策の強化に取り組む必要がある。

この要望にかかる背景について

- 離島航路は、住民の生活や産業活動にとって極めて重要な地域公共交通であります。人口の減少が続く中、船舶事業者の経営は厳しさを増しており、船舶の維持・更新に苦慮している現状であります。
- また、離島と本土を結ぶジェットfoilは、本土と離島間的高速交通網として重要な機能を果たしており、離島住民の生活の足としてだけでなく、観光産業振興のための海上交通手段として深く浸透しております。また、世界遺産や日本遺産を有する本県にとっては、今後の離島振興に向けた誘客のための交通手段として、その役割が期待されております。
- 本県においては、現在、長崎～五島、対馬～壱岐～博多の2航路において、4隻のジェットfoilが運航しておりますが、いずれも船齢が25年以上経過しており、将来を見据えた取組みが必要であります。
- 国におかれましては、平成27年度、船舶共有制度において、ジェットfoilの共有期間を9年から最大15年に拡充されたところでありますが、導入当時に比べ船価が高額（1隻約50億円）となっているため、厳しい経営環境におかれている各航路事業者においては、ジェットfoilの更新が難しい状況であります。

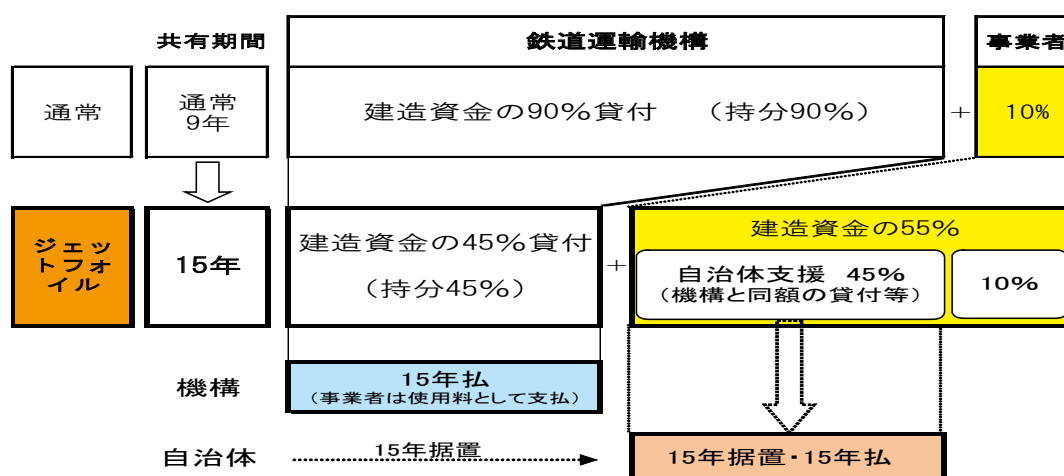


長崎県内の離島航路を運航しているジェットfoil



長崎県内の離島航路を運航している船舶

【船舶共有建造制度】現行例



## 9 カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入について

【内閣官房】

### 【提案・要望】

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に必要な法制上の措置を講じる（IR実施法の整備）にあたっては、地方へのIR導入など地方創生の実現に貢献する内容を盛り込むこと
- 2 治安の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存症の増加などの懸念される事項に対し、地方公共団体とも連携した十分な対策を講じること
- 3 長崎地域を特定複合観光施設区域として選定すること

### 【本県の展望（実現の効果）】

本県は、出島などの歴史的な交流基盤やアジアに最も近いという地理的近接性から、アジア地域から高い集客力が見込まれるほか、候補地のハウステンボスとの相乗効果が見込まれることなど、高いポテンシャルを有している。

IRが導入されれば、自然、歴史文化など豊富な観光資源を最大限に活用した誘客、広域周遊拠点が形成され、良質な雇用創出と交流・定住人口の増加など人口減少に歯止めをかける効果が期待されることから、本県はもとより、九州地域全体へ波及・周遊効果をもたらす起爆剤とすることが可能であり、国で進めている地方創生、観光立国の実現に大いに貢献することができる。

### 【提案・要望の経緯】

我が国の人口が今後急激に減少することが見込まれる中、地方における人口減少対策は喫緊の課題であり、地域の特性を生かした地方創生に向けた取組を強力に推進していく必要がある。特に大きな成長が見込める観光分野はその競争力強化を図る必要がある、東京周辺やゴールデンルートに集中する訪日外国人観光客を地方に呼び込むための広域観光周遊ルートの形成や、国内外への発信力の強化が課題となっている。

このような状況の中、昨年末にIR推進法が施行され、これに伴い政府ではIR実施法の整備を進められている。

本県においては、北部九州の民間団体が既に10年にわたり研究、誘致活動を行っており、県内全ての首長の賛同や、県議会の法案早期実現の意見書の採択、佐世保市議会の誘致推進議員連盟の設立など、民間・行政・議会が連携しながらIRの実現に向けて着実に準備を進めている。

また、IRの専門家や精神科医をメンバーとした有識者会議を設置し、九州全体の経済効果の最大化や負の影響の最小化に向けた具体的な検討を進めることを構想骨子としてまとめ、県内の依存症対策ネットワーク構築に取組むなど、地方へのIR導入のモデルを目指して、他の地域に先駆けた受入体制の整備を進めてきたところである。

【1】この要望にかかる背景について

○日本有数の国際観光地となるポテンシャルを有した長崎県はIRにふさわしい地域です。

長崎県のポテンシャル

① アジアとの近接性

東アジアに最も近く、  
3時間以内で到達できる都市人口は6,000万人超  
・空港（長崎、佐賀、福岡）の活用



② 国際的にメッセージ性の高い観光資源

豊富な歴史的資源

- ・世界最後の被爆の歴史
- ・2つの世界遺産(候補含む)等

豊かな自然環境などの多くの観光資源（2つの国立公園など）



③ ハウステンボスとの相乗効果

高規格のリゾートとしてのインフラとノウハウを持つ観光拠点  
(開発面積152ha、総投資額約2,500億円超)

年間約300万人の集客力

環境エネルギー、ロボット技術など観光にとどまらない事業展開



④ 行政、議会、民間の連携

行政、議会、民間の3者がIR導入推進の方向性で一致

産学官民連携体制の土壌  
(長崎県世界遺産登録推進県民会議、佐世保未来創造フォーラムなど)



⑤ 九州広域の多様な観光資源との連携

多様な自然・歴史文化が近接

観光資源となりうる魅力的な乗り物（新幹線、観光列車など）

九州単位での観光振興の取組

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(社会的リスクに対し国・地方自治体が担うべき所掌)

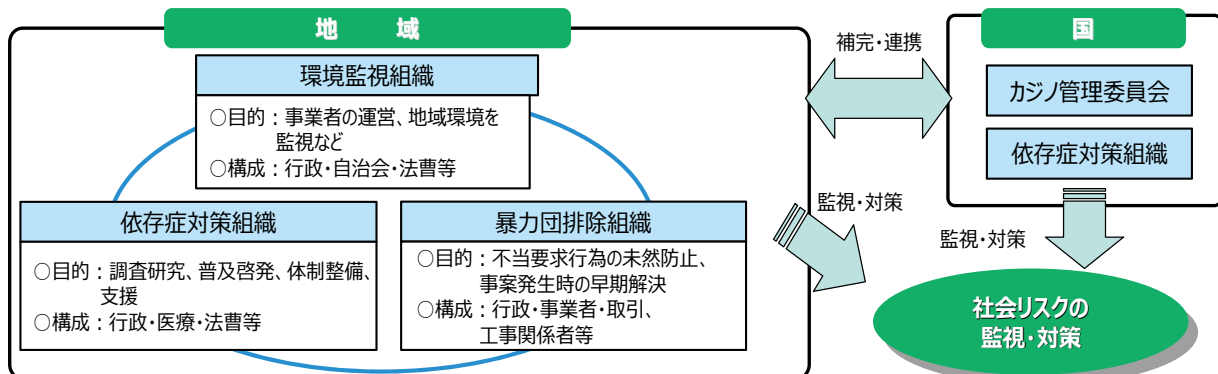
社会的リスクに対して、まずは国が主となって実行力のある基本的な対策・システムを構築し、対策にあたっては、国・地方自治体が担うべき所掌、責任の明確化が必要です。

また、カジノの運営状況については、地方自治体においても、重層的にカジノの運営状況を監視し、住民に対するの説明責任を果たすとともに、必要な場合、改善措置を講じていく必要があります。

(ギャンブル依存症対策の充実・強化)

ギャンブル依存症対策については、カジノ施設への入場を制限する「排除プログラム」を導入するとともに、相談・治療体制の充実や、青少年などへの教育・普及啓発などを総合的に実施するために、国レベルのギャンブル依存症対策組織の設置が必要と考えます。また、地域においても、国の組織の役割を補完し、又は、国の組織と連携し、より現場に即した対策を講じていく必要があります。

【社会的リスク対策のイメージ（地域の体制整備）】



# 10 農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【内閣府、農林水産省】

## 【提案・要望】

- 1 農林水産物の貿易自由化や国際的なルールづくりに当たっては、国民へ十分な情報開示や丁寧な説明を行い、国民の理解を得ながら交渉を進めるとともに、国益と地域産業を守るために最大限の努力を払っていくこと
- 2 日EU・EPAや東アジア地域包括的経済連携（RCEP）など自由貿易交渉においては、農林水産物のセンシティブティー（慎重を要する分野）に十分配慮しながら我が国の農林水産業をしっかりと守っていけるように食の安全・安心も含めて必要な国境措置を確保するとともに、生産者が意欲をもって経営を続けられるよう万全の対策を講じること
- 3 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく農林水産業の体質強化対策や経営安定対策については、今後とも国際化の進展は一定程度避けられないことから、農林水産業の構造改革を加速化するため、国の責任において十分な予算を確保するとともに必要な施策を着実に講じること

## 【本県の展望（実現の効果）】

農林水産物の国際貿易交渉にかかる十分な情報開示や丁寧な説明及び長期にわたる万全の対策により、輸入農林水産物との競争に耐えられる体質強化や収益力の向上が図られることで、本県農林水産業者が将来にわたって意欲を持ち、離島や中山間地域を含めた地域の主役となって経営が続けられる。

## 【提案・要望の経緯】

貿易の自由化は、急激な輸入農林水産物の増加によって国内農林水産業には深刻な影響が懸念され、ひいては、農山漁村が有する多面的機能や地域経済など、地域そのものの存続にもかかわる問題である。

### <TPP協定の状況>

TPP協定については、平成29年1月20日に我が国の国会手続きは完了したが、1月30日に米国トランプ大統領がTPP協定からの脱退を正式に他の署名国へ通知しており、発効そのものが不透明な状況にある。

### <日EU・EPAの交渉状況>

内閣総理大臣は今後の通商交渉における自由化水準について、平成29年1月20日の通常国会冒頭の施政方針演説で「TPP協定合意は今後の経済連携の礎になる」と明言し、1月25日参議院代表質問では「TPP協定が今後の通商交渉におけるモデルになる」と述べているものの、日EU・EPAにおいては、EUから豚肉やチーズなど欧州農産物の関税撤廃などTPPを超える引き下げが求められており、関税を巡る対立が解消されていない状況。

### <日米間の交渉状況>

TPP協定を離脱した米国トランプ政権は、日本の自動車と農産物の市場開放を求める意見書を世界貿易機関（WTO）に提出しており、本年4月に開始された日米経済対話で日本に2国間協定の検討を求める可能性が高まっている。

## 【1】この要望にかかる背景について

### （貿易自由化に向けた国際化の進展）

現在交渉中の国際貿易交渉における農林水産物の貿易自由化や国際ルールづくりに当たり、国はその内容が確定していないことを理由に、地域や産業への影響等について具体的に示しておらず、生産現場には大きな不安や懸念があります。

T P P 協定については不透明な状況にありますが、今後とも一定程度の国際化の進展は避けられないことから、農林水産業の構造改革を加速化させ、将来にわたって、確実にわが国の農林水産業の再生産が可能となり、意欲ある農林水産業者が希望を持って経営に取り組むことが必要です。

## 【2】この要望にかかる課題・問題点について

### （国会における慎重な審議について）

現在交渉中の日 E U ・ E P A や東アジア地域包括的経済連携（R C E P）など農林水産物の貿易自由化や国際ルールづくりに当たり、国はその内容が確定していないことを理由に、地域や産業への影響等について具体的に示しておらず、生産現場には大きな不安や懸念があります。

生産者の不安や懸念の払拭に向けて、情報開示や地域への丁寧な説明を行うとともに、将来にわたって、確実にわが国の農林水産業の再生産が可能となり、意欲ある農林水産業者が希望を持って経営に取り組めるよう、政府には、長期にわたる万全の国内対策と十分な予算を確保していただく必要があります。

また、本県において農林水産業は離島や中山間地域を支える基幹産業であり、体質強化や収益力の向上が喫緊の課題であります。そのため、競争力のある産地の育成・強化につながる農地の基盤整備、集出荷貯蔵施設整備や機械導入、増頭のための牛舎整備、持続可能な収益性の高い操業体制への転換などが今後も必要で、本県農林水産業の構造改革には一定の期間を要します。国際貿易交渉にあたっては、国益と地域産業を守るために最大限の努力を払っていただくとともに、生産者や国民の理解が得られるよう、慎重に対応いただく必要があります。

### （農林水産物のセンシティブティーへの対応について）

日 E U 経済連携協定においては、E U は豚肉やチーズなど欧州産農産物の関税撤廃など T P P を超える引き下げを求めており、関税を巡る対立が解消されていない状況です。

このため、国においては農林水産物のセンシティブティー（慎重を要する分野）に十分配慮しながら農林水産業をしっかりと守ってけるように、必要な国境措置を確保すべく断固たる姿勢で取り組んでいただく必要があります。

### （対策の確実な実施と十分な予算の確保について）

「総合的な T P P 関連政策大綱」に基づき、平成27及び28年度補正予算において、T P P 関連対策として体質強化のための産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業など総額6,575億円に及ぶ予算措置をいただき、本県では、農林水産業の体質強化や収益力の向上に向けて、市町、関係団体と一体となって、競争力のある産地の育成・強化につながる農地の基盤整備、集出荷貯蔵施設整備や機械導入、増頭のための牛舎整備等を推進しているところであります。

一方で T P P 協定については、発効そのものが不透明な状況にありますが、昨年12月8日の参議院 T P P 特別委員会において、内閣総理大臣は、「我が国の農林水産業の体質強化が待ったなしの状況の中で、農林水産分野において緊急に実施していくべき体質強化策などの各種施策を実施してきた。これらの予算は、T P P 協定の発効を前提としたものではなく、執行を停止することは想定していない。こうした対策は T P P 協定の発効いかんにかかわらず、農業の体質強化を実施して応援するためのもの。」と述べ、関連対策を執行停止しない考えを示しております。

今後とも、一定程度の国際化の進展は避けられないことから、農林水産業の構造改革を加速化するため、国の責任において十分な予算を確保するとともに、必要な施策を着実に講じていただくことが必要であります。

# 11 水産基盤整備の促進について

【農林水産省、国土交通省】

## 【提案・要望】

1. 水産基盤の整備を着実に推進するため、必要な予算を安定的に確保すること
  - (1) 本県水産物の国内消費及び輸出の拡大を図るための漁港等の高度衛生管理対策の推進
  - (2) 激甚化する自然災害や施設の老朽化への適切な対策の推進
  - (3) 海水温上昇などにより被害拡大が懸念される藻場の適切な対策の推進
2. 農山漁村地域整備交付金について、海岸事業などの防災対策等が着実に推進できるよう、国土交通省と同様に「防災・安全交付金」を創設するなど、安定した予算措置に努めること
3. 本県沖合海域における主要魚種であるアジ、サバ等の生産拡大を図るため、対馬東方沖の国直轄漁場整備の着実な整備促進を図ること

## 【本県の展望（実現の効果）】

- ・ 流通拠点漁港等における衛生管理体制の早期整備を通じた水産物の高品質化による産地間の競争力強化、東アジアを中心とした輸出先国への水産物輸出の拡大。
- ・ 台風時等の潮位上昇や波高増大に対する漁港内での漁船の転覆や施設の浸水・倒壊からの防御。
- ・ 本県独自に作成した藻場回復ビジョンに基づく藻場の早期回復と水産資源の増加。
- ・ 直轄漁場整備による本県周辺海域の沖合水産資源の生産力向上。

## 【提案・要望の経緯】

### ＜漁港等の高度衛生管理対策＞

本県では水産物の高品質化による産地間の競争力強化や諸外国への輸出増大を図れるよう長崎漁港や調川港において魚市場等でHACCPに対応可能な施設整備を進めているところであり、今後も早期の供用開始に向けて努力していく。

### ＜自然災害等への適切な対応＞

4,000Kmを超える長い海岸線と多くの離島・半島を有する中で、台風等による漁村地域への被害がこれまで以上に多く見られており、安全対策を一層強化する必要がある。

### ＜藻場の適切な推進＞

海水温の上昇などから、年々藻場の衰退が報告される中で、漁業者が中心となり「藻場見守り隊」を結成し、自主管理を行う地区が多く見られてきており、藻場が継続的に回復するためには基質整備と一体的な取組として推進する必要がある。

### ＜直轄漁場の整備＞

本県周辺海域における沖合資源の早期回復を図るため、平成30年度から本格着工が見込まれる対馬東方沖の直轄漁場の整備を推進し、早期完成を図る必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

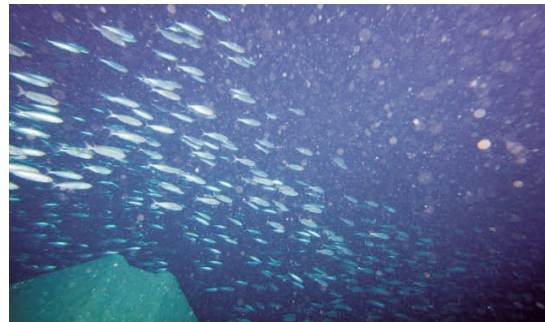
○水産業を取巻く状況の変化（産地間競争の激化等）への適切な対応について

漁港等の高度衛生管理については、国内の諸外国への輸出の高まりから予算の確保が厳しさを増しています。しかも、より早い施設の利用を図ることで産地間競争にも有利となります。

また、農山漁村地域整備交付金については、4年連続して内示率が減少しており、大規模自然災害に備えた防災対策が進まない状況にあります。一方で、国土交通省による防災・安全交付金では、補正予算など予算措置が行われております。



一部供用開始した衛生管理型荷捌き所（東棟）



五島西方沖漁場に集まるマアジ



荒天時に防波堤を超える波の状況



藻場見守り隊による食害生物(ウニ)駆除

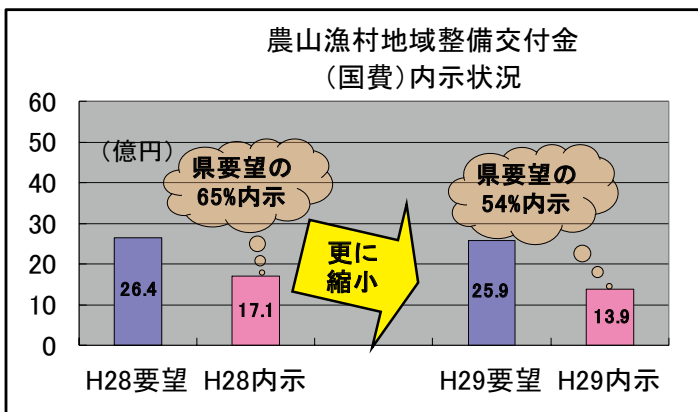
【2】この要望にかかる課題・問題点について

○水産基盤整備予算の安定的な確保及び国直轄の大規模漁場整備の整備促進

平成30年度の本県の水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備交付金については、引き続き安定的な予算の確保が必要であります。

また、漁港における高度衛生化対策を進めるために必要な流通機能を担う関連設備等の補助対象範囲の拡大と、港湾区域内で行う高度衛生管理型魚市場整備については、現在で、補正予算でしか措置されない状況にあり、安定かつ確実な予算措置が図れるよう制度の創設が必要と考えます。

更に、沿岸水産資源にかえて本県周辺域を回遊する沖合水産資源についても維持・増大を図る必要があることから、直轄漁場事業の整備促進が必要不可欠であります。



《参考》

交付金の現行制度		経済対策補正(全国)国費	
社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金	H27	0
	H24年度創設	H28	1,573億円
農山漁村地域整備交付金	防災・安全交付金	H27	997億円
		H28	2,554億円
	農山漁村地域整備交付金	H27	0
		H28	0



## 12 農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省、国土交通省】

### 【提案・要望】

離島・半島地域を多く抱える本県において、担い手を確保し、農業所得の向上を図るためには、農業生産基盤の整備が必要不可欠であることから、以下の措置を講じること

- 1 農地の基盤整備や農村の防災減災対策、農道整備等を計画的に推進するため、農業農村整備関係の十分な当初予算を確保・充実すること（補助、農山漁村地域整備交付金含む）
- 2 生産の効率化や流通の合理化に資する集出荷貯蔵施設等の拠点施設の整備を促進するため、強い農業づくり交付金において必要な当初予算を確保すること
- 3 地域の農業の収益性向上や生産基盤の強化を図るため、産地パワーアップ事業及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業において必要な予算を確保すること

### 【本県の展望（実現の効果）】

農林水産省では、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指しているところである。

本県にとって、農業は重要な基幹産業であり、農業農村整備事業の計画的・効率的な推進、生産者の規模拡大等に必要な生産施設や省力化機械・集出荷貯蔵施設等の整備を進めることで、規模拡大、生産性向上、高付加価値化等による農業所得の向上と新たな担い手の確保が期待される。

### 【提案・要望の経緯】

#### ＜公共事業予算の推移＞

農林水産省の平成29年度の農業農村整備事業関係当初予算は4,020億円が計上され、28年度補正予算1,752億円と合わせると5,772億円となり、大幅削減前の平成21年度当初予算額の水準まで回復している。

#### ＜予算確保の必要性＞

しかし、意欲ある農家の支援、継続事業の整備促進、計画的な新規地区の推進には、当初での必要額確保が重要である。また、農業者は、自らの経営計画や経営状態を勘案し、適切な時期に施設整備や機械導入を行っており、その時期を逸した場合、経営状態の変化や導入意欲の衰退など影響が生じることから、農業者や地域の要望に迅速かつ的確に応えられるよう、十分な予算の確保が必要である。

## 【1】この要望にかかる背景について

### （基盤整備事業の効果）

基盤整備完了地区では、営農にかかる労力削減はもとより、農地の生産性向上、高収益作物などの新規作物の導入や効率的な営農に伴う農業所得向上にも大きく貢献しており、さらに、後継者育成及び農地の担い手への集積にも寄与しているところです。

### （基盤整備予算の措置状況）

本県においては、農地の基盤整備の遅れが土地利用型農業の生産性向上や担い手農家の規模拡大の支障となっており、農業所得向上のためには農地の基盤整備、とりわけ畑地の整備が急務となっております。

国におかれましては、平成28年度2次補正予算で1,752億円、平成29年度当初予算において4,020億円の予算措置がなされ、大幅削減前の平成21年度当初予算額の水準まで回復したところであり、配分についても本県の取り組み状況に配慮頂き、補正を含め事業費86億円の決定をいただいたところですが、計画的な事業推進を図るためには、当初予算において十分な予算を安定的に確保することが必要です。

### （施設整備事業の措置状況）

強い農業づくり交付金は、平成29年度当初予算において、前年度比約97%の202億円が措置され、あわせて、施設整備に関連するTPP対策予算として、平成28年度補正予算において産地パワーアップ事業が570億円措置されたところであり、TPP対策関連予算については、貿易自由化による影響が長期に及ぶことから長期にわたって予算確保していただく必要があるほか、強い農業づくり交付金についても、地域農業の計画的な振興を進めるうえで、当初予算において十分な予算確保を行う必要があります。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業については、平成28年度補正予算で総額685億円が措置され、本県においても施設整備や機械導入等に取り組んでいるところですが、我が国の畜産の競争力強化が急務となっている中、引き続き十分な予算額の確保を行う必要があります。

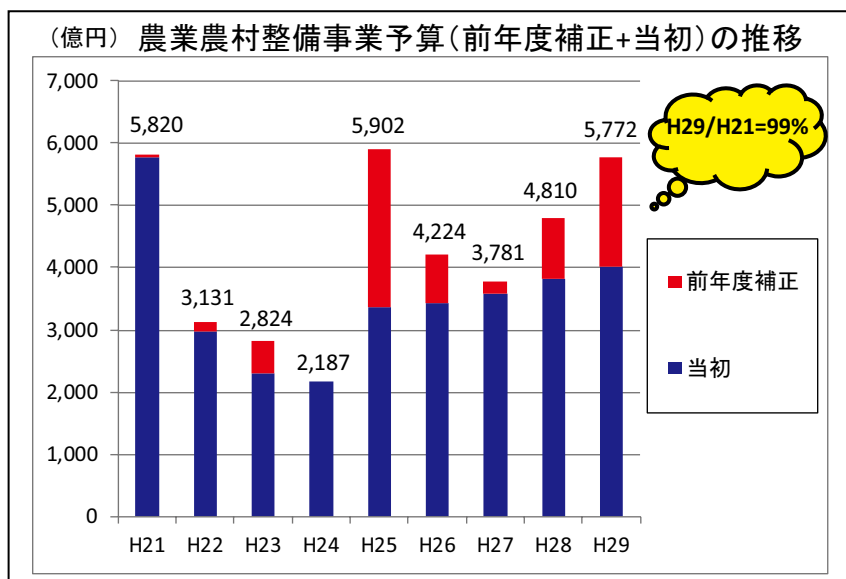
## 【2】この要望にかかる課題・問題点について

### （当初予算での確保の必要性）

農業生産基盤整備は、区画形状など、農地を広範に整備することから、従前の農地での営農が制限されることになるため、工事着手の前年度までに耕作者の営農計画を調整しながら次年度の工事計画を作成する必要があります。

このような中、補正予算では、各年度でバラツキが生じ、耕作者の農地の使用収益に支障を来す恐れがあります。

計画的な事業推進を図るためには、当初予算において十分な予算を安定的に確保することが必要不可欠です。

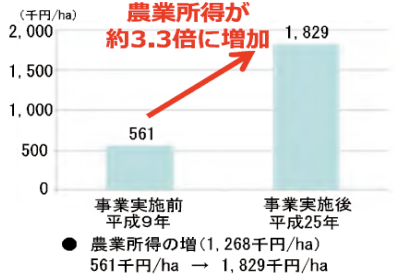




### 高収益作物の導入や販路拡大等による1ha当たりの農業所得の向上

- 地域JAIによる「雲仙ブロッコリー」の販売額は平成27年度に6億円を突破しており、高収益作物の導入や販路拡大を通じて、所得の向上を実現。

山田原地区における農業所得(1ha当たり)の向上



【出典：H26年度 長崎県農村整備課調べ】

### 【山田原地区における事業の成果】

### 〔今後の基盤整備事業計画地区一覧表〕

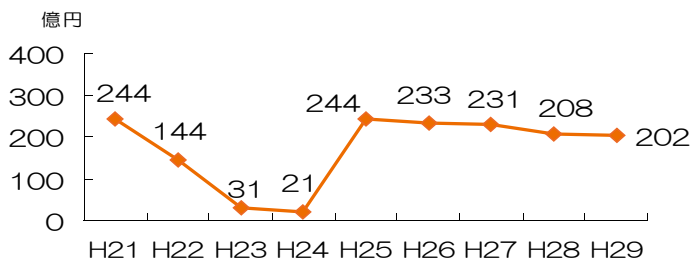
(面積:ha)

種別	計画推進中地区														
	29年度			30年度			31年度			32年度			33年度		
	地区名	所在	面積	地区名	所在	面積	地区名	所在	面積	地区名	所在	面積	地区名	所在	面積
畑地	正久寺	諫早市	51	小迎	西海市	14	飯盛南部後田	諫早市	50	長田東部	諫早市	52	松崎	島原市	95
	桃山田	雲仙市	114	岡南部	雲仙市	46	面高	西海市	90	鈴田・内倉	大村市	19	弘山・出口	島原市	124
	宮田	雲仙市	34	宮長	佐世保市	23	馬場	南島原市	30	下岳	西海市	28			
							富江第一	五島市	30	津波見	南島原市	80			
小計	3地区		199	3地区		83	4地区		200	4地区		179	2地区		219
水田	駄野	波佐見町	65				木田	吉岐市	25	大野	平戸市	22	中原	島原市	33
	向月	平戸市	14												
	寺脇	五島市	57												
小計	3地区		136	0地区		0	1地区		25	1地区		22	1地区		33
合計	6地区		335	3地区		83	5地区		225	5地区		201	3地区		252

今後の計画(29~33年度) 22地区 1,096ha

## 強い農業づくり交付金事業の取組について

### 【強い農業づくり交付金当初予算の推移（国予算）】



- 平成27年度当初予算(2件 約2.6億円)

主な整備内容

- 「トマト」低コスト耐候性ハウスの整備
- 「野菜」の集出荷貯蔵施設の整備

- 平成28年度当初予算(4件 約1.7億円)

主な整備内容

- 「トマト」「きゅうり」「菊」の低コスト耐候性ハウスの整備
- 「レタス・白菜」の集出荷施設の整備

### 【強い農業づくり交付金事業の成果】

#### ○産地規模の拡大

栽培面積 370a (H23) → 399ha (H27)  
生産量 7,720 t (H23) → 8,876 t (H27)

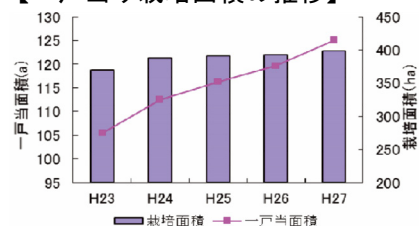
#### ○担い手への農地集約

一戸あたりの栽培面積の増加  
105a (H23) → 125a (H27)

#### ○販売額の増加

ながさき西海かんきつ部販売額  
2,183百万円 (H23) → 2,688百万円 (H27)

### 【一戸当たり栽培面積の推移】



# ●JAながさき西海みかん集出荷貯蔵施設

小箱対応による選果能力の向上

99 t/日→119t/日



## 今後の要望

- 整備事業 8件 約6.0億円
- 主な施設整備
- 穀類乾燥貯蔵施設
- 「パプリカ」「きゅうり」等の低コスト耐候性ハウス

## 産地パワーアップ事業の取組について

### 国予算の推移

<産地パワーアップ事業>  
(農林水産省)

予算措置状況

- 平成27年度補正予算 505億円
- 平成28年度補正予算 570億円

### これまでの取組の成果

長崎県においては、産地の体質強化に向けて集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス整備等に取組んでいる。

<国の平成27年度補正予算の対応>

- 平成27年度補正予算、約12.5億円の配分
- 整備事業 16件 約9億円
- 主な施設整備
  - ・「かんきつ」や「ばれいしょ」の集出荷施設
  - ・「菊」の低コスト耐候性ハウス等
- 生産支援事業 24件 約2.2億円
- 主な整備内容
  - ・「レタス」や「アスパラガス」のハウス、
  - ・「みかん」のシートマルチ、「麦・大豆」のは種機等の農業用機械等

<国の平成28年度補正予算の対応>

- 平成28年度補正予算では、約19.2億円の配分
- 整備事業 17件 約15.3億円 (整備中)
- 主な施設整備
  - ・「ばれいしょ」や「いちご」の集出荷施設、「菊」の低コスト耐候性ハウス等
- 生産支援事業 32件 約4.2億円
- 主な整備内容 (計画協議中)
  - ・「レタス」や「いちご」のハウス、「みかん」のシートマルチ、「にんじん」の収穫機等

### 主な成果

- JA島原雲仙ばれいしょ選果場
- ・選果能力の向上  
40 t/日→120 t/日
- ・事業実施効果  
産地拡大と経営規模拡大等



整備されたばれいしょの選果場

### 今後の要望

- 整備事業 8件 約7.2億円
- 主な施設整備
  - ・「にんじん」選果機、
  - ・「花き」低コスト耐候性ハウス

## 畜産クラスターの取組について

### 畜産クラスター協議会の活動

畜産クラスター事業（施設整備事業）について、農林水産省では、平成27年当初予算（75億円）、平成27年度補正予算（610億円）、平成28年度補正予算（685億円）と、継続的に予算を措置いただいている。

### これまでの取組

長崎県では、本事業を積極的に活用し、県費（13.5%）の継ぎ足しも行いながら、肉用牛増頭をはじめとする生産基盤強化に結び付けており、今後、更なる増頭が期待される。

<本事業による肉用牛舎整備実績> (H27当初-H28補正内報)

総事業費 32億円、整備棟数 69棟  
増頭規模 繁殖雌牛2,418頭、肥育牛508頭

<長崎県 繁殖雌牛飼養頭数の推移> (農水省畜産統計)  
H27: 25,800→H28: 26,600頭 (+800頭の増頭)

### 【特徴的な取組】

- 県域協議会での情報共有・進捗管理
- 異業種（建設業）をはじめとする肉用牛繁殖経営への新規参入
- 搾乳ロボットを活用した酪農牛舎整備（本県初） 等

長崎県畜産クラスター協議会



### 今後の取組 (H29～)

引き続き、県内各協議会では、キャトルステーションの増設をはじめ、増頭意欲が高まっていることから、生産基盤強化に向け、十分な予算措置が必要です。

### 【特徴的な取組】

- ・平成29年度（国28補正により事業実施中）
- キャトルステーションの増設と、地域全体の生産性向上の取組
- 離島における大規模養豚生産体系の確立
- ・平成30年度以降計画（39件 事業費45億円）
- キャトルステーション、繁殖センターの整備による地域分業体制の確立と農家の規模拡大 等



⇒ 引き続き、県・地域の協議会を中心に畜産クラスターの取組を推進し、**本県畜産の競争力を強化**